

第9章 手 回 り 品

(手回り品及び持ち込み禁制品)

第 177 条 旅客は、規則第 178 条に規定するところの物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。但し、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第 2 号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼす恐れがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。）
- (4) 死体
- (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな、及び魚介類で容器に入れたもの、規則第 178 条第 4 項に規定する身体障害者補助犬もしくは盲導犬又は規則第 179 条第 1 項の規定により持ち込みの承諾を受けた動物を除く。）
- (6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (7) 車両を破損するおそれがあるもの

2 旅客が、手回り品中に危険品を収納している疑いがあるときは、その旅客の立ち会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。

4 第 2 項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第 1 項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合に限る。）は、第 158 条第 1 項の取扱いを選択のうえ請求することができる。

5 第 2 項及び第 3 項の規定による手回り品の内容の点検を求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。

6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。

【鉄道営業法第 10 条】【鉄道運輸規程第 11 条、23 条】

第 177 条の 2 危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。

(注) 揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。

(無料手回り品)

第 178 条 旅客は、第 179 条に規定する以外の携帯できる物品であって、列車等の状況により運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、最大の 3 辺の和が 250 センチメートル以内のもので、その重量が 30

キログラム以内のものを無料で車内に2個まで持ち込むことができる。ただし、長さ2メートルを越える物品は車内に持ち込むことはできない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車及びサーフボードについては、次の各号の1に該当する場合に限り、車内に持ち込むことができる。

(1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの

(2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの

3 旅客は、西鉄が認めた日付、時間帯及び区間においては、第1項および第2項の規定にかかわらず自転車（西鉄が指定した大きさの範囲内のものに限る。）を車内に持ち込むことができる

4 旅客は、列車等の状況により運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

(1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘、つえ、ハンドバック、ショルダーバック等は、第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

(有料手回り品及び手回り品料金)

第179条 旅客は、小犬・猫・はと、又はこれらに類する小動物（猛獣、及びへびの類を除く。）であつて、次の各号に該当するものは、前条第1項に規定する制限をこえる物品であっても次の各号の1に該当するものは、持ち込み区間、持ち込み日その他持ち込みに関する必要事項を申し出た上で、西鉄の承諾を受け、手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。

(1) 長さ70センチメートル以内、容積0.025立方メートル以内の容器に収納したもので、且つ他の旅客に危害をおよぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるもの。

(2) 容器に収納した重量が10キログラム以内のもの。

2 手回り品料金は、別表第1号ニに掲げる料金を旅客の1回の乗車ごとに支払うものとする。

(有料手回り品切符)

第180条 前条の規定により手回り品料金を支払って、有料手回り品を車内に持ち込む旅客に対しては、有料手回り品切符、又はこれに代わる証票を交付する。

2 常備有料手回り品切符の様式は、様式18に掲げるとおりとする。

3 常備有料手回り品切符は、1片制とする。

(1) 番号は、循環番号とする。

(2) 券片に  を表示する。

4 準常備有料手回り品切符の様式は、様式19に掲げるとおりとする。

5 準常備有料手回り品切符は、甲及び乙の2片制とする。

(1) 番号は、00001号から10000号までとする。

(2) 券片に  を表示する。

(有料手回り品切符の効力)

第 181 条 有料手回り品切符は、切符に表示された条件に従って当該有料手回り品を車内に持ち込む場合に限って有効とする。但し、途中下車をしたときは、その効力を失う。

2 有料手回り品切符、又はこれに代わる証票は、有料手回り品を持ち込む際に係員に呈示して改札を受けた後、当該旅客が所持しておき、係員から請求があるときは、いつでもこれを呈示するとともに、途中下車、又は下車の際にこれを係員に引き渡さなければならない。

(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第 182 条 旅客が、規則第 177 条 1 項但書の規定による車内に持ち込むことのできない物品、又は同条第 178 条の規定による持ち込み制限をこえる物品を西鉄の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、且つ次の各号により荷物運賃、及び増運賃を収受する。

(1) 規則第 177 条第 1 項但書第 1 号から第 5 号までの規定による物品を持ち込んだときは、当該物品 1 個ごとの重量によって計算した相当小荷物運賃（危険品にあつては、規則第 210 条第 2 号の規定による 10 割増の割増小荷物運賃を適用する。）及びその 10 倍に相当する増運賃を収受する外、危険品にあつては、規則第 222 条第 2 項に規定する増運賃を合わせて収受する。

(2) 前号の外、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだときは、車内に持ち込んだ物品の総重量によって計算した相当小荷物運賃（持ち込み物品が 2 個以上あつて、それぞれ適用する小荷物運賃を異にするときは、その全部を最高運賃率のものによって計算する。）及びその 2 倍に相当する増運賃を収受する。但し、増運賃は、旅客が物品の無賃運送を図り荷物運賃を免れる意思が明らかであるときに限って収受する。

2 前項に規定する荷物運賃、及び増運賃は、次の各号に定める区間を運送するものとして計算する。

(1) 前項第 1 号のときは、乗車券に表示された区間。但し、旅客が有効の乗車券を所持しないときは、旅客の乗車区間、又その乗車区間が判明しないときは、当該列車の運転区間とする。

(2) 前項第 2 号のときは、乗車券に表示された発駅（旅客が有効の乗車券を所持していないときは、列車の発駅。）と、旅客を下車させた駅との区間。

3 着駅において、旅客が規則第 177 条第 1 項但書の規定による車内に持ち込むことのできない物品、又は同条第 178 条の規定による持ち込み制限をこえる物品を西鉄の承諾を受けずに車内に持ち込んだことを発見したときは、前 2 項の規定を準用する。

(持ち込み禁制品を持ち込もうとした場合の処置)

第 183 条 旅客が、規則第 177 条第 1 項但書第 1 号から第 6 号までの規定による物品を車内に持ち込もうとし

た場合は、前条の規定を準用することがある。

2 前項の規定による荷物運賃、及び増運賃は、当該物品を持ち込もうとした駅と乗車券に表示された着駅との区間を運送するものとして計算する。但し、旅客が有効の乗車券を所持していないときは、当該物品を持ち込もうとした駅と列車の終着駅との区間を運送するものとして計算する。

(旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置)

第 184 条 旅客運送の伴わない物品を、手回り品のように装う等の手段により物品の無賃運送を図った場合は、無賃運送を図ったものに対し、当該物品の運送区間について規則第 182 条第 1 項 1 号の規定を準用する。

(手回り品の保管)

第 185 条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。